

令和6年 第2回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第2回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 2月29日 (木) 午前10時00分～午前10時30分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地の賃貸借情報の提供について</p> <p>日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画 (案) について (令和6年3月5日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和6年第2回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 おはようございます。ここ週日、雪解けは早かったものの大変寒い日が続いております。皆様におかれましても、既にもう農作業を始められている方もおられるかと思っております。

今日は例年ですと3月初めの総会ですが、今年はうるう年ということもあり、2月29日の総会となっております。

本当に雪解けは早く雪は少ないのですが、明日からの天候次第ではまだ20～30センチの降雪と予報も出ているところです。

皆様におかれましては、本当にこれから忙しくなる時期でございますので、どうか、怪我等事故のないように、農作業を進めていただきたいと思います。

今日は、この総会終了後に6月に行われる道内視察の話もございまして、皆様のご協力により、短時間で進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。

○議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、1番、打田委員、8番、浦島委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和6年1月26日、令和6年第1回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14名の委員が出席しております。
2番、同じく1月26日、令和6年美瑛町農業者年金協議会代議員会及び研修会を開催し、会長外11名の委員が出席しております。
3番、同じく1月26日、令和6年美瑛町建設業協会新年交礼会が開催され、会長が出席しております。
4番、2月6日、令和5年度上川地方農業委員会連合会役員会が開催され、会長が出席しております。
5番、同じく2月6日、令和5年度上川地方農業委員会連合会 会長、会長職務代理、事務局長会議が開催され、会長と会長職務代理が出席しております。
6番、2月9日、令和5年度東川町・美瑛町・東神楽町の三町農業委員会合同研修会が、開催され、会長外13名の委員が出席しております。
7番、2月13日、美瑛町議会令和6年第1回臨時会が開催され、会長が出席しております。
8番、2月27日から28日、美瑛町議会令和6年第2回定例会が開催され、会長が出席しております。
以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について、農地法第52条による令和5年1月から令和5年12月における農地の賃貸借情報の提供について、次のとおり報告いたします。
田25件、平均額6,788円、最高額10,000円、最低額3,000円、畑24件、平均額2,757円、最高額10,000円、最低額1,000円
なお、本情報は農用地利用集積計画を基に作成しており、農

地法第3条による賃貸借は含まれておりません。その理由につきましては、農地法第3条は相対の取引の為、賃借料が安価に設定されることが多いためです。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第4、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。

議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXXさん外4件について、同法第18条第1項の但し書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXXの内、面積15,182平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和6年1月15日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて使用貸借の申請がされております。

番号2番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外9筆、面積計147,147平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和6年1月15日付で合意解約です。

番号3番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXXの内、外1筆、面積計18,567平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年1月16日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第4号にて賃貸借の申請がされております。

番号4番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、面積XXXXXXXXXX平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年1月22日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第4号にて賃貸借の申請がされております。

番号5番、土地の表示、字名[]、地番[]、外3筆、面積計28,587㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年1月29日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第4号にて売買の申請がされております。

今回提出された5案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 これより議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。

議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、[]さんから譲受人、[]さん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、この議案第2号で審議頂く1案件につきましては農地法3条の第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないことから要件を満たしております。

番号1番、土地表示、字名[]、地番[]、外1筆、面積計24,273平米につきましては、譲渡人、[]さんから、譲受人、[]さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から[]に約5.0kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人

は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては、議案3ページをご確認ください。以上で終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、今、事務局より報告のあったとおりでございます。■■■■さんは、旦那さんが一昨年病気で亡くなられて、昨年1年間、■■■■さんがちょっとお手伝いをしながらやってみようかということでやってみたのですが、地域の協力を得ながらやってみたのですが、なかなかうまくいかないということで農家を断念するというので今回こういう形になりました。譲受人の■■■■さんのほうは何ら問題ないかと思しますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第3号、農地法3条の規定による許可申請について使用貸借でございます。農地法3条の規定による農地の使用対策権利設定の申請のありました、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんの外2件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第3号で審議頂く3案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないことから要件を満たしております。

それでは番号1番です。土地表示、字名[]。地番[]、外15筆、面積計176,462平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの使用貸借権利設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から[]に約10.2キロの箇所で、使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借受けしたいとのことでございます。期間は許可日から30年となっております。詳細につきましては議案4ページをご確認ください。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。[]君は、高校卒業後、農業の手伝いをしてもう17～18年になります。作物的には水稻、トマトを中心とした作柄をしております。地域内でも中心的な人材になってきているのかなと思います。そんな中で頑張っていくと思いますので、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番です。土地表示、字名[]、地番[]、外29筆、面積計326,546平米につきましては、貸主、[]さんから借主、[]さんへの使用貸借の権利設定申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から[]に約10.2キロで、使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この件につきましては、議案1号の中の解約通知のほうでもありましたけど、[]ということでも営農していましたが、都合により個人[]さんの個人営農としたいということでこのようなことになっており、問題ないかなと思っておりますので審議のほど宜しくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和6年3月5日公告予定分の件を議題とします。
議案第4号、番号1番から16番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和6年第2回令和6年3月5日公告予定分、[]さん外15件、改善組合承認済み、から利用権の設定等、所有権の移転7件、賃貸9件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番につきましては、賃貸地の売買です。

番号1番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、田4筆、28,587平米。6,575千円で10aあたり230千円です。

番号2番から番号5番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号2番、[]、[]さんから、[]、[]

■■■■さんへの売買、畑7筆、114,945 平米。14,368 千円で10aあたり125千円です。

番号3番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、田4筆、畑6筆、計56,302 平米。6,756 千円で10aあたり田120千円、畑120千円です。

番号4番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、田2筆、畑3筆、計41,525 平米。3,101 千円で10aあたり田101,500円、畑59,800円です。

番号5番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑3筆、51,600 平米。4,093 千円で10aあたり79,300円です。

番号6番及び番号7番につきましては、離農に伴う売買です。

番号6番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑5筆、15,697 平米。941 千円で10aあたり59,900円です。

番号7番、■■■■、■■■■さん外1名から、■■■■、■■■■さんへの売買、畑1筆、229 平米。14 千円で10aあたり61,100円です。

番号8番から番号10番につきましては、経営縮小に伴う賃貸借です。

番号8番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田5筆、27,631 平米。255,800 円で10aあたり9,300円です。期間は1年間です。

番号9番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田2筆、18,846 平米。173,600 円で10aあたり9,200円です。期間は1年間です。

番号10番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田4筆、16,651 平米。146,400 円で10aあたり8,800円です。期間は1年間です。

番号11番につきましては、所有地処分に伴う賃貸借です。

番号11番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田1筆、畑13筆、計52,747.23 平米。263 千円で10aあたり田5千円、畑5千円です。期間は1年間です。

番号12番から番号16番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号12番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田2筆、13,483 平米。127 千円で10aあたり9,400円です。期間は1年間です。

番号13番、■■■■、■■■■さ

んから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田1筆、13,608平米。120千円で10aあたり8,800円です。期間は10年間です。

番号14番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑10筆、68,549平米。330千円で10aあたり4,800円です。期間は5年間です。

番号15番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑7筆、86,228平米。603千円で10aあたり7千円です。期間は5年間です。

番号16番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑22筆、166,768平米。1,000千円で10aあたり6千円です。期間は5年間です。

以上、設定を受ける者16件9名7法人、設定をする者16件15名1法人。田25筆154,557平米、畑77筆618,839.23平米、計102筆773,396.23平米です。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第4号、番号1番から番号16番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番から番号16番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年、第2回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年2月29日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

打 田 佳 史

美瑛町農業委員

浦 島 貴 之